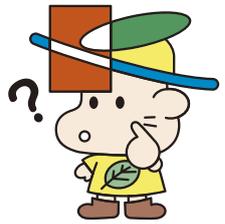


第44回 固定資産税と都市計画税



四月二日から一カ月間、固定資産課税台帳の縦覧・閲覧が行われます。

そこで今回は、固定資産税と都市計画税について、皆さんにご紹介します。

縦覧・閲覧とは、どのようなことですか？

縦覧とは、納税者の方が所有する資産の価格が適正かどうか、同一区内の他の資産の価格と比較することです。

閲覧とは、納税者の方が、資産の価格など、固定資産課税台帳の内容を確認することです。

今年の期間は四月二日(月)から五月一日(火)まで。区役所二階課税課でご覧いただけます。

固定資産税・都市計画税とは、どういった税金ですか？

固定資産税は、毎年一月一

日現在で土地や家屋、事業用に使用している償却資産を所有している方に対して、その資産の価値に応じて納めていただく税金です。

都市計画税は、下水道・公園・生活道路などの都市計画施設の設備に要する費用に当てるため、市街化区域の土地や家屋を対象に、それを所有している方に固定資産税と併せて納めていただく税金です。

新築住宅の減額とは、どのような制度ですか？

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋に対しては、一定の床面積要件に応じて、固定資産税が課税されることとなった年度から三年度分に限り、固定資産税の税額が減額されます。

また、三階以上の中高層耐火住宅等については、同様に五年度分に限り、固定資産税の税額が減額されます。

住宅用地の特例とは、どのような制度ですか？

居住用に使用している土地の課税標準の特例措置のことです。住宅の敷地で住宅一戸に

お問い合わせ先
清田区役所課税課
土地係・家屋係
☎(889)2400(代表電話)

年の途中で売買をしたり、家屋を取り壊した場合、固定資産税はどうなるのでしょうか？

固定資産税は、その年の一月一日現在の状況で課税されますので、年の途中で売買したり、取り壊した場合についても、固定資産税はその年の一月一日現在に所有していた方に納めていただくこととなります。

つき二百平方メートル以下の土地については固定資産税課税標準額※が価格の六分の一に、都市計画税課税標準額が価格の三分の一になります。また、二百平方メートルを超える部分で住宅の床面積の十倍までの土地についても、固定資産税課税標準額が価格の三分の一に、都市計画税課税標準額が価格の三分の二になります。

※課税標準額とは、税額を求める際の基礎となる額です。



清田区役所のホームページ「きよたファン倶楽部」でも、さまざまな行事の様子を写真で紹介しています。 <http://www.city.sapporo.jp/kiyota/event/photo/>



△至近距離での必死の攻防

△相手の旗を奪う「フラッグダッシュ」の瞬間

せっか
第9回清田区雪華まつり
「子ども雪合戦大会」(2/18)

区内の小学生約230人が、勝利への願いを込めた雪玉を投げ合いました。チャンスとみるや相手陣地に向かって突進。鮮やかに旗を奪うと、保護者などから大きな歓声が沸き起こっていました。

防災ずきんをプレゼント(3/7)

北野地区福祉のまち推進センターが、古いものを再利用した手作りの防災ずきんを地域の小学6年生児童に贈りました。北野台小学校では同センターのメンバーが教室を訪問。「大切に使ってください」と手渡すと、児童はしっかり受け取りました。



▲ずきんをかぶって恥ずかしそうな児童



▲お礼の言葉を述べる児童